

電子部品・材料研究会における電子部品・材料研究会講演奨励賞選奨規程

一般社団法人電子情報通信学会
エレクトロニクスソサイエティ
電子部品・材料研究専門委員会
2024 年 4 月 30 日制定

電子部品・材料研究会における「電子部品・材料研究会講演奨励賞」の表彰に関する事項は、本規程によるものとする。

(1) 本会定款第 4 条へ号に基づき、電子部品・材料に関する学術に関し、電子部品・材料研究会において特に優秀と認める発表について表彰を行う。

(2) 本賞は、「電子部品・材料研究会講演奨励賞」と称する。

(3) 電子部品・材料研究会講演奨励賞を選定するため、電子部品・材料研究専門委員会に電子部品・材料研究会講演奨励賞選定委員会（以下、選定委員会という。）を、電子部品・材料研究会ごとに設置する。

(4) 選定委員会は、委員長 1 名、委員複数名で構成する。選定委員会委員長は電子部品・材料研究専門委員会委員長が就き、委員は同副委員長、同幹事、同幹事補佐、同専門委員の中から委員長が選定する。

(5) 受賞対象は、電子部品・材料研究会において発表されたもので、原則表彰の対象となる発表件数の 10%以下とする。^{※1}選定手続の詳細は、別途定める。ただし、受賞対象者は電子部品・材料研究会講演奨励賞を過去 3 年以内に受賞していない者であって、以下の資格を有するものとする。

- ・発表年月日に於いて高等専門学校、大学在籍中の学生
- ・技術研究報告の筆頭著者
- ・研究会開催プログラムに登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者

(6) 電子部品・材料研究会講演奨励賞は、賞状を授与する。

附則

本規程の改正は、電子部品・材料研究専門委員会の承認を得るものとする。

本規程は、電子部品・材料研究専門委員会の Web 等で公開する。

※ 1 理事会（H23.5.23）：支部における個人表彰実施ガイドラインで、被表彰者は選考対象母数の 10%以下とする。母数が 10 件未満の場合は、1 件を上限とする。